

安芸高田市事業継続応援金

個人事業者用

申請手引き

安芸高田市事業継続応援金手引き

感染症拡大により、営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を給付します。

給付金額

対象者には、一律 25 万円 を支給いたします。

ただし、給付は 1 事業者 1 回のみです。

給付対象者

1. 次の(1)～(3)の条件をすべて満たす事業者又は(4)に該当する事業者が対象となります。

(1) 安芸高田市に住民票を有しており、安芸高田市内で自営業・農業・小売業など個人で営む個人事業者であること。

(2) 2019 年以前から事業により売上(事業収入)を得ており、今後も事業を継続する意思があること。

※ 事業収入以外の不動産・利子・配当・給与などは含まれません。

(3) 2020 年 2 月～6 月の期間で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で売上(事業収入)が 30%以上減少した月があること。

(4) 安芸高田市長が事業の趣旨に基づき対象者として認める事業者

2. 上記(1)～(3)の条件をすべて満たしており、かつ次の条件に該当する事業者も対象となる。

(5) 事業収入以外の雑収入による個人事業者で、年額 20 万円を超える雑所得がある事業者

不給付要件（不給付対象者）

企業用安芸高田市事業継続応援金マニュアル P.1 不給付要件(1)～(7)に該当している事業者及び下記の(1)から(3)のいずれかに該当する場合は、給付対象外となります。

- (1) 安芸高田市に住民票がある者が経営する市外の事務所・店舗など
- (2) 2019年7月1日以降に創業を開始した事業者
- (3) (1)～(2)までに掲げる者のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと安芸高田市長が判断する者

注：一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

申請方法

(1) 申請期間

給付金の申請期間は、

令和2年5月18日(月)から令和2年7月31日(金)までとなります。

※ 令和2年7月31日 17:00 消印有効

(2) 申請方法

① 書類の取得

- 配布場所: 安芸高田市商工会・市役所・市役所各支所
- インターネット: 安芸高田市 HP からのダウンロード

② 申請方法

□ 郵送又は申請窓口への提出

- 申請につきましては、**原則、郵送(安芸高田市商工会宛)**となります。
※ 密集を避けるご協力をお願いいたします。
- 郵送される封筒には必ず「**応援金申請書在中**」とご記入ください。

ご不明点がございましたら商工会又は市役所へご連絡ください。

提出書類

個人事業者用

申請書類は、下記①, ②を揃えてご提出ください。(必要に応じ③)
不備がございましたら、審査等ができませんのでご注意ください。

① 申請書類

- 様式 2 安芸高田市事業継続応援金申請書兼請求書、(裏面)誓約書
- 別紙 2 売上比較表
- チェックシート

② 添付書類(全て必要になります。)

- 2019 年確定申告(青色申告)の写し(確定申告書第一表, 第二表, 所得税青色申告決算書)又は 2019 年確定申告(白色申告)の写し(確定申告書第一表, 第二表)
- 2019 年月別売上帳簿など(2019 年 2 月~6 月の各月の売上集計がわかる帳簿)
- 2020 年月別売上帳簿など(2020 年 2 月~6 月の各月の売上集計がわかる帳簿)
- 本人の身分がわかる証明書の写し(運転免許書・健康保険証・マイナンバーカードなど)※ 申請者が外国人の場合は、在留カード・特別永住者証明書・外国人登録証明書などが必要です。
- 申請者本人名義(事業所名義)の振込口座通帳の写し

③ 申請者以外の申請の場合

- 様式 3 委任状

※ 様式 2, 別紙 2 には、必ず、住所・申請者名・連絡先をご記入し押印ください。

※ 連絡先は、必ず確認の取れる番号をご記載ください。

支払いについて

- 支払いは、令和 2 年 6 月以降開始いたします。
- 6 月以降の申請については、審査終了後 1 週間から 2 週間程度で振り込みをいたします。

ただし、審査に伴い、書類の不備や不明点などのご確認に時間を要した場合には、遅れることもございます。ご了承ください。

注意事項

個人事業者用

- 安芸高田市事業継続応援金は、課税対象となります。
- 審査を行うに当たり、電話により内容確認することがございます。必ず連絡の取れる番号を申請書にお記入ください。
- 市役所では、本申請に関する確定申告など証拠書類についての指導・助言に関して一切行っておりません。証拠書類についてご不明の際には、安芸高田市商工会並びに各金融機関、税理士、公認会計士などにご相談ください。

【郵送先】

〒731-0501

安芸高田市吉田町吉田 979-2 安芸高田市商工会

申請窓口 安芸高田市商工会 本所

安芸高田市役所 産業振興部商工観光課(本庁第1庁舎2階)

問合せ先 安芸高田市商工会 0826-42-0560

安芸高田市役所 0826-47-4024

事業主体 安芸高田市事業継続応援金実行委員会